

※平成19年6月18日から実施している**事前審査制度が延長**されます。

奈良県建築確認申請事前審査制度について

建築確認申請事前審査制度とは？

【平成19年6月20日に施行の建築基準法第18条の3の規定により定められた「確認審査等に関する指針」による厳格な確認審査の適切な運用を図るため、建築確認申請の直前に事前審査を行う制度です】

(注) 確認申請は、必ず事前審査を受けた建築主事に提出してください。

適用範囲

建築主事の確認を受ける建築物及び工作物。

(本制度は、建築確認の申請者の求めに応じて実施するものであり、手続きを義務化するものではありません。)

延長期間

令和4年6月20日から令和7年6月19日まで

事前審査の手続

「建築確認事前審査願書」に確認申請書を添えて、建築主事に提出して下さい。

事前審査の内容

建築主事は、意匠、構造及び建築設備に関する事項について「確認審査等に関する指針」に基づき審査を実施します。
なお、管轄消防署との打合せは事前審査前に済ませておいて下さい。

 本制度の概要については奈良県のホームページにて公表しております。

 本制度の手続きに係る手数料は必要ありません。

 本制度の運用については、各特定行政庁により取扱いが異なる場合がありますので、事前に確認してください。

 問い合わせ先：奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課 TEL：0742-27-7574

郡山土木事務所建築課
高田土木事務所建築課
中和土木事務所建築課

TEL：0743-51-0209
TEL：0745-52-6144
TEL：0744-48-3079

奈良市建築指導課
橿原市建築安全推進課
生駒市建築課

TEL：0742-34-4750
TEL：0744-22-4001
TEL：0743-74-1111

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課建築指導係 (奈良県特定行政庁連絡協議会事務局)